

産業建設常任委員会審査日程

日 時	令和 2 年 3 月 3 1 日（火） 午後 1 時～
場 所	第 1 委員会室

審査内容

- 1 山陽小野田市地方卸売市場について

フレッシュ 高橋 真也 様

山陽小野田市長 藤田 剛二

山陽小野田市地方卸売市場における業務委託について（依頼）

本市場の卸売業者である小野田中央青果株式会社が、令和2年3月19日をもって業務を停止し、それ以後本市場においては、出荷を受けることができない状態となっており、実質休止状態となっております。

卸売業者が不在の場合は、山陽小野田市地方卸売市場条例にて、市長が代行し行うと定められております。この条文に基づき、市長が卸売業務を代行すれば、受託物品については販売することが可能となりますが、市職員にてこの業務を行うには、知識も経験なく不可能であります。

そこで、この業務を本市場唯一の仲卸業者であり、市場取引における知識及び経験が豊富である貴社に委託させて頂き、市場取引の一部でも再開できればと思い、下記のとおり依頼をさせていただきます。

卸売市場の持つ機能及び役割の確保のため、何卒お引き受けくださいますようお願いいたします。

記

- | | |
|--------|---|
| 1 委託業務 | 近郷野菜又は近郷果実の個人出荷品で一定の規格がなく、個人ごとの品質格差があるものの販売業務 |
| 2 委託期間 | 令和2年3月26日から令和2年6月30日まで
ただし、委託期間満了日までに新たな卸売業者が決定した場合は、その営業開始日まで |
| 3 その他 | 委託料等の条件につきましては、別途ご相談させていただきます。 |

山陽小野田市農林水産課

T E L : 0836-82-1152

F A X : 0836-84-6937

令和2年3月24日

山陽小野田市長 藤田 剛二 様

業務受託承諾書

令和2年3月23日付けで依頼がありました下記の業務について、受託することを承諾します。

なお、受託した業務を行うに当たり、卸売市場法、山陽小野田市地方卸売市場条例その他関係法令を遵守いたします。

受託業務 山陽小野田市地方卸売市場条例第68条第2項に基づき市長が代行する卸売業務のうち、近郷野菜又は近郷果実の個人出荷品で一定の規格がなく、個人ごとの品質格差があるものの販売業務

住所

氏名

フレイシ 高橋 真也

[/9. トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [企業・産業・観光](#) > [産業振興](#) > [農業](#) > 山陽小野田市地方卸売市場の卸売業者の業務停止について

山陽小野田市地方卸売市場の卸売業者の業務停止について

更新日：2020年3月25日更新

卸売業者の業務停止について

このたび、山陽小野田市地方卸売市場の卸売業者である、小野田中央青果株式会社が令和2年3月19日をもって、業務停止することとなりました。

今後の対応について

今後、山陽小野田市地方卸売市場条例第68条の規定により、開設者である山陽小野田市が卸売業務を代行し、市場取引の一部を再開してまいりたいと考えております。

卸売業務の代行にあたっては、本市市場の仲卸業者に令和2年3月26日から卸売業者が決定するまでの間、代行業務を委託し対応していきます。

なお、委託する業務については、近郷野菜又は近郷果実の個人出荷品で、一定の規格がなく、個人ごとの品質格差がある物品の販売についてのみであります。

本市卸売市場は今後とも市民の台所として、青果物の安定供給と食の安全・安心の確保に努めてまいりますので、皆さまの御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

このページに関するお問い合わせ先

農林水産課

〒756-8601 山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号

庁舎2階13番窓口

農林係

Tel：0836-82-1152

[メールでのお問い合わせはこちら](#)



シェアする



出荷者 様

山陽小野田市長 藤田 剛二

卸売業者の営業停止に伴い、出荷の受付ができない状態となっておりますが、令和2年3月26日から、本市場の仲卸売業者であるフレッシュ高橋 真也氏と市が業務委託契約を締結し、以下の物品についてのみ、受付ができることとなりました。

みなさまには、ご迷惑をおかけし、大変申し訳ありませんでした。

今後も、当市場へのお荷をよろしくお願いいたします。

○出荷頂ける物品

近郷野菜又は近郷果実の個人出荷品で一定の規格がなく、個人ごとの品質格差があるもの

○卸売業務受託者

フレッシュ 代表 高橋 真也 TEL

問合せ先

山陽小野田市農林水産課農林係

TEL 0836-82-1152

令和2年(2020年)3月25日

出荷者各位

山陽小野田市長 藤田 剛二

山陽小野田市地方卸売市場における出荷受付の再開について

本市場の卸売業者である小野田中央青果株式会社が、令和2年3月19日をもって業務を停止したことにより、出荷を受けることができない状態となっており、皆様にご迷惑をおかけしておりますことお詫び申し上げます。

このたび、山陽小野田市地方卸売市場条例第68条の規定に基づき、市長が卸売の業務を代行することとし、その業務について下記のとおり委託することにより、出荷の受付を再開いたしますので、これまでどおりの出荷をして頂きますようお願いいたします。

市といたしましては、市場は必要な施設であると認識しており、今後についても継続していきたいと考えておりますので、早急に卸売業者の募集等、市場業務の再開に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご協力のほど重ねてお願いいたします。

なお、委託した業務以外の物品の出荷については、受け付けることができませんので、ご不明な場合は、市役所農林水産課までお問合せください。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 委託者名 | フレッシュ 高橋 真也 |
| 2 | 委託業務 | 近郷野菜又は近郷果実の個人出荷品で一定の規格がなく、個人ごとの品質格差があるものの販売業務 |
| 3 | 受付開始日 | 令和2年3月26日から |

山陽小野田市農林水産課

T E L : 0836-82-1152

F A X : 0836-84-6937